

第4回合併協議会 会 議 資 料

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

第4回 高富町・伊自良村・美山町合併協議会

日 時 平成13年11月1日(木)
午後1時30分～3時30分
場 所 高富町役場3階大会議室

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議 題

報告事項

報告第12号 第1回新市名称候補選定小委員会報告について

協議事項

協議第10号 合併協議事項について

確認事項

- 先進地視察について
- 第5回合併協議会開催日程等について

4. そ の 他
5. 閉 会

高富町・伊自良村・美山町合併協議会委員名簿

平成13年10月1日現在

役 職 名	氏 名	町 村 名	選 出 区 分	備 考
会 長	山崎 通 やまざき とおる	高 富 町	高富町長	
副 会 長	矢口 貢男 やぐち つぐお	美 山 町	美山町長	
	村橋 忠夫 むらはした だお	伊自良村	伊自良村長	
委 員	久保田・(ひとし) くぼ た	高 富 町	高富町議会議長	
	渡辺 政勝 わたなべ まさかつ		高富町議会議員	
	武山 和行 たけやま かずゆき		高富町議会議員	
	藤岡 功 ふじおか いさお		学識経験者	
	杉田 實男 すぎた じつお		学識経験者	
	平野 元 ひらの はじめ		学識経験者	
	三井 怜子 みつ いとしこ		学識経験者	
	上野 登志博 うえの としひろ	伊 自 良 村	伊自良村議会議長	
	横山 善道 よこやま よしみち		伊自良村議会議員	
	川島 清夫 かわしま きよお		伊自良村議会議員	
	山崎 雄作 やまざき ゆうさく		学識経験者	
	船戸 繁俊 ふなと しげとし		学識経験者	
	高井 克明 たかい かつあき		学識経験者	
	棚橋 壽子 たなはし ひさこ		学識経験者	
	長屋 孝 ながや たかし	美 山 町	美山町議会議長	
	大西 克巳 おおにし かつみ		美山町議会議員	
	小森 英明 こもり ひであき		美山町議会議員	
	河口 衛 かわぐち まもる		学識経験者	
	高瀬 茂 たかせ しげる		学識経験者	
	花村 進 はなむら すずむ		学識経験者	
	石神 みち子 いしがみ こ		学識経験者	
	河合 正明 かわい まさあき	岐 阜 県	学識経験者	地域県民部振興室長
	古川 一美 ふるかわ かずみ		学識経験者	岐阜地域振興局振興課長

役 職 名	氏 名	備 考
顧 問	山田 忠雄 やまだ ただお	岐 阜 県 議 会 議 員

第1回新市名称候補選定小委員会報告について

1. 開催日時 平成13年10月16日（火）
午前9時30分～午前11時30分
2. 開催場所 高富町役場3階 会議室302
3. 協議結果

①新市名称候補選定小委員会委員長及び副委員長について

職 名	氏 名	町 村 名
委 員 長	平 野 元	高 富 町
副 委 員 長	河 口 衛	美 山 町
	高 井 克 明	伊 自 良 村

②新市名称候補募集要領及び選定方法について

新市名称候補募集要領及び選定方法については、その公募範囲等について、さらに慎重なる協議を必要とするため、継続協議とすることが確認された。

合併協議事項一覧表

◎ 合併協議会における協議事項

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 財産及び債務の取扱い
- 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- 8 地方税の取扱い
- 9 一般職の職員の身分の取扱い
- 10 特別職の職員の身分の取扱い
- 11 条例、規則等の取扱い
- 12 事務組織及び機構の取扱い
- 13 一部事務組合等の取扱い
- 14 使用料・手数料等の取扱い
- 15 公共的団体等の取扱い
- 16 各種団体への補助金、交付金等の取扱い
- 17 町、字の区域及び名称の取扱い
- 18 慣行の取扱い
- 19 消防団の取扱い
- 20 各種事務事業の取扱い
 - 20－ 1 自治会関係事業
 - 20－ 2 防災関係事業
 - 20－ 3 地域情報化関係事業
 - 20－ 4 総合交通関係事業
 - 20－ 5 国民健康保険事業
 - 20－ 6 福祉関係事業
 - 20－ 7 保健・環境関係事業
 - 20－ 8 産業・建設関係事業
 - 20－ 9 上・下水道関係事業
 - 20－ 10 学校教育関係事業
 - 20－ 11 社会教育関係事業
 - 20－ 12 その他協議が必要な事業
- 21 新市建設計画に係る事項

先進地視察研修先資料

1. 引田町・白鳥町・大内町合併協議会

①引田町・白鳥町・大内町概要

	平成12年国勢調査確定値		面積 (km ²)
	人口	世帯数	
引田町	8,635	2,947	48.18
白鳥町	12,965	4,417	70.59
大内町	16,160	5,600	34.42
計	37,760	12,964	153.19

②引田町・白鳥町・大内町合併協議会経緯

平成10年12月	大川郡内各8町から合併協議会設置住民発議
平成11年 5月	志度町・長尾町両議会が、設置議案否決 → 白紙に戻る
平成11年 9月	引田町・白鳥町・大内町合併研究会開催 ・平成12年4月に合併協議会を設置し、平成15年度合併目標に取り組んでいくことを申しあわせる。
平成12年 4月	引田町・白鳥町・大内町合併協議会設置 ・会長外24委員（町長、助役、議長、自治会・女性層・農林漁業・商工業・青年層等代表等）
平成13年 5月	合併協定調印 ・合併方式 新設合併 ・合併期日 平成15年4月1日 ・新市名称 東かがわ市 ・新市事務所の位置 合併当初 白鳥町湊字水入 新庁舎位置 建設するとしたら白鳥町湊又は白鳥地内 ・財産及び債務の取扱い 3町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ

2. 篠山市

①篠山市概要

・合併当時

	平成11年2月末現在		面積 (km ²)
	総人口	総世帯数	
篠山町	22,977	7,442	187.46
西紀町	4,668	1,448	54.42
丹南町	15,612	4,687	83.74
今田町	4,169	1,127	51.99
計	47,426	14,704	377.61

・直近国勢調査

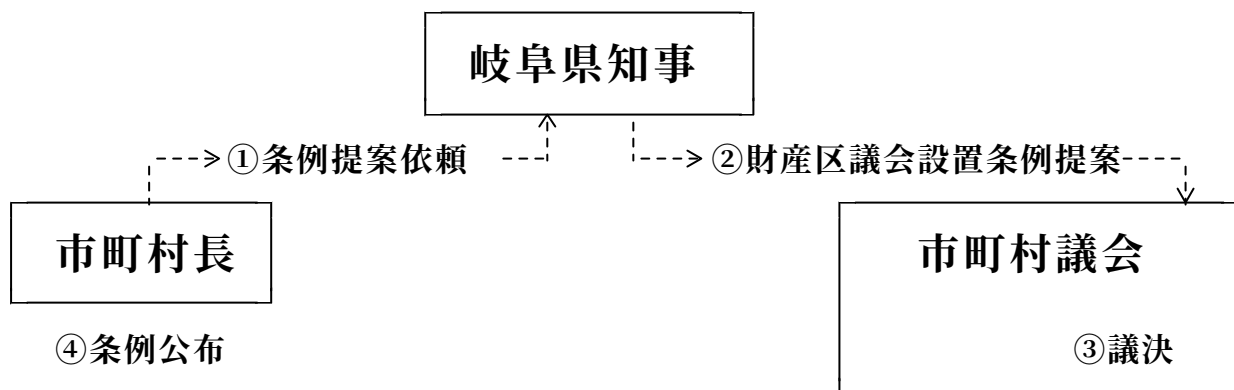
	平成12年国勢調査確定値		面積 (km ²)
	人口	世帯数	
篠山市	46,325	14,585	377.61

②篠山市市制施行までの経緯

平成 8年 3月	多紀郡合併研究会設置
平成 9年 4月	合併協議会設置
平成10年 4月	合併協定調印
	・合併方式 新設合併
	・合併期日 平成11年4月1日
	・新市名称 「篠山」を入れた名称
	・新庁舎の位置 篠山町役場とする
	・財産及び債務の取扱い 4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ
平成10年12月	合併特例法の一部改正により、合併の場合人口4万人で市制施行が可能となる
平成11年 4月	篠山市誕生

財産区議会の設置について

地方自治法第295条 財産区の財産又は公の施設に関し必要があると認めるときは、都道府県知事は、議会の議決を経て市町村又は特別区の条例を設定し、財産区の議会又は総会を設けて財産区に関し市町村又は特別区の議会の議決すべき事項を議決させることができる。



【行政実例】

本条の知事が財産区議会設置条例を設定する場合における「必要があると認めるとき」とは、財産区の事務が複雑のため又はきわめて一局部のため、市町村議会をして議決の任に当たらせることが真に財産区の事務を実情に即して処理するのに適当でないと認められる場合、又は財産区の利害と市町村の利害とが必ずしも一致せず市町村議会をして公平に財産区の事務を議決させることが適当でない場合において、特に財産区固有の意志決定機関を設ける必要のある場合等をさすものである。
(昭和27年6月21日 地自行発第184号 岡山県総務部長宛 行政課長回答)

山 県 郡 3 町 村 の 主 な 指 標 等

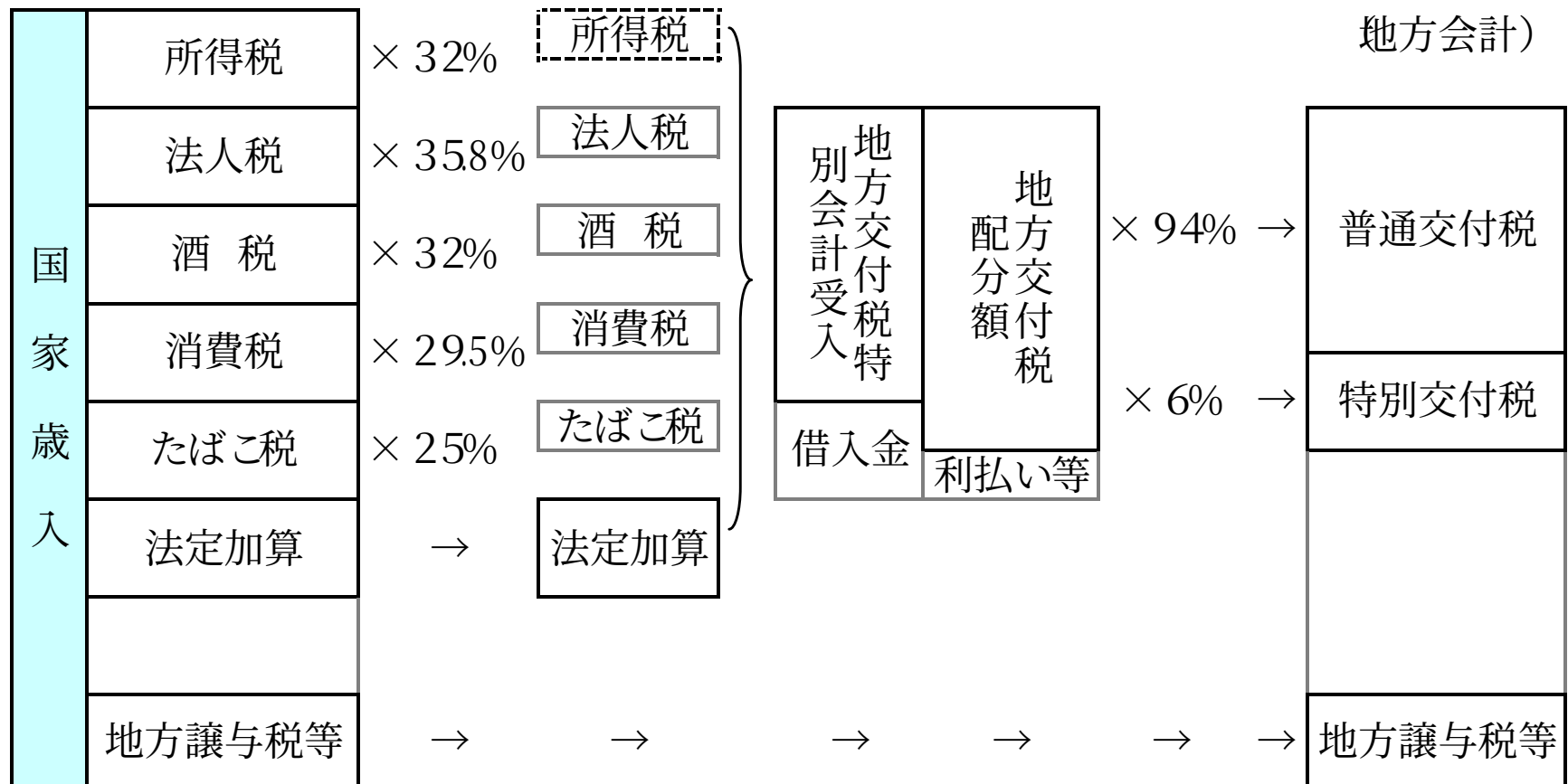
区 分		高富町	伊自良村	美山町	備 考	
人 口	H12国調 (人)	18,795	3,287	8,869		
高齢者人口比率	住基台帳 (H13.4.1) (%)	13.24	18.58	22.21	65歳以上の人口割合	
年少人口比率	同上 (%)	17.33	17.84	16.07	15歳未満の人口割合	
面 積	(km ²)	39.22	24.82	158.00		
各種財政指標	標準財政規模	H12決算 (千円)	4,403,626	1,398,908	2,960,603	図イ、メモ⑥
	財政力指数	同上 (ポイント)	0.445	0.247	0.340	図イ、メモ⑦
	公債費比率	同上 (%)	17.0	18.6	8.1	図ウ 財政構造の硬直化を計るもので、値が高いほど硬直している。
	起債制限比率	同上 (%)	6.7	8.9	6.4	
	公債費負担比率	同上 (%)	16.5	16.9	10.5	図エ
	経常収支比率	同上 (%)	75.5	85.7	80.4	図オ 財政構造の弾力性を計るためのもので、値が低いほど弾力性がある。
主なH12決算数値	普通会計歳入決算額	H12決算 (百万円)	6,347	1,923	5,214	
	うち、地 方 税	同上 (百万円)	1,690	314	947	
	うち、地方交付税	同上 (百万円)	2,308	1,063	1,902	
	普通会計歳出決算額	同上 (百万円)	5,752	1,791	4,884	
	うち、人 件 費	同上 (百万円)	1,264	485	1,019	
	うち、普通建設事業費	同上 (百万円)	1,405	164	1,332	
	普通会計積立金残高	同上 (百万円)	2,970	997	1,552	定額運用基金を除く。
	普通会計地方債残高	同上 (百万円)	9,810	1,304	4,063	
一般職員関係						
職 員 数	H13.4.1 (人)	179	54	133		

財政用語メモ

①	地方交付税	図ア、図イ
	概 念	地方団体間の財源不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を確保できるよう保障するという見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分される税
	配分総額	法定 5 税（所得税・酒税の 32%、法人税の 35. 8%、消費税の 29. 5%、たばこ税の 25%）及び特例加算分等（国による地方財政対策によるものなど） ※ 平成 13 年 4 月 1 日現在
	種類と率	普通交付税（配分総額の 94%）及び特別交付税（配分総額の 6%）
	配分金額	基本的に、普通交付税は <u>基準財政需要額</u> ②）から <u>基準財政収入額</u> ③）を差し引いた財源不足額で、特別交付税は特別の財政需要額に応じた額
②	基準財政需要額	図イの E
	概 念	地方団体における個々具体的な財政支出の実態から特殊性を排除し、その地方団体の自然的・地理的・社会的諸条件を加味した合理的でかつ妥当な水準における財政需要額
	計 算 額	国において、市町村の場合の標準団体（人口 10 万人等）における標準的な行政需要額を計算し、各種諸条件（人口、人口密度、気象条件等）に対応して補正をして算出した額
③	基準財政収入額	図イの C
	概 念	法定普通税を主体とした <u>標準的な地方税収入</u> の 75% 分（市町村の場合）に <u>地方譲与税</u> ④）等を加えた額
	説 明	「標準的な地方税収入」図イの B）とは、標準税率で計算した地方税、市町村交付金、地方特例交付金等で、「地方譲与税等」とは、地方譲与税と交通安全対策特別交付金
④	地方譲与税	図イの A
	概 念	実質的には地方公共団体の財源であるものの、課税の便宜その他の事情から国が代行して徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税
⑤	標準税収入額等	図イの A＋ B
	概 念	税収入確保体制の適正化のための指標で、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入に <u>地方譲与税</u> ④）等を加えた額（市町村の場合）
⑥	標準財政規模	図イの B＋ D
	概 念	一般財源 ⑧）の標準規模を示すもので <u>標準税収入額等</u> ⑤）に普通交付税を加えた額
⑦	財政力指数	図イの C÷ E
	概 念	<u>基準財政収入額</u> ③）を <u>基準財政需要額</u> ②）で除して得た数値で、通常は 3 年の平均値が使われる。
⑧	一般財源・特定財源	
	概 念	「一般財源」とは市町村がどの経費にも自由に充当することができる収入で、「特定財源」とはその性質により充当する経費が特定されている収入。主な一般財源としては、市町村税、地方交付税、地方譲与税、各種交付金、繰越金などがあり、主な特定財源としては、分担金・負担金、使用料・手数料、国県支出金、地方債などがある。
⑨	経常的経費	
	概 念	毎年度連続して経常的に支出されと考えられる経費であつて、団体が行政活動を行うために必要な一種の固定的経費
⑩	経常一般財源	
	概 念	毎年度連続して経常的に収入されと考えられる財源のうち、その用途が特定されず自由に使用しうる収入
⑪	事業費補正	
	概 念	普通交付税の算定の際に使われる数値で、公共事業等の財源の一部を地方債により実施する場合、当該地方債の元利償還額に対応して、それらの一定割合の額を基準財政需要額に割増参入するための補正

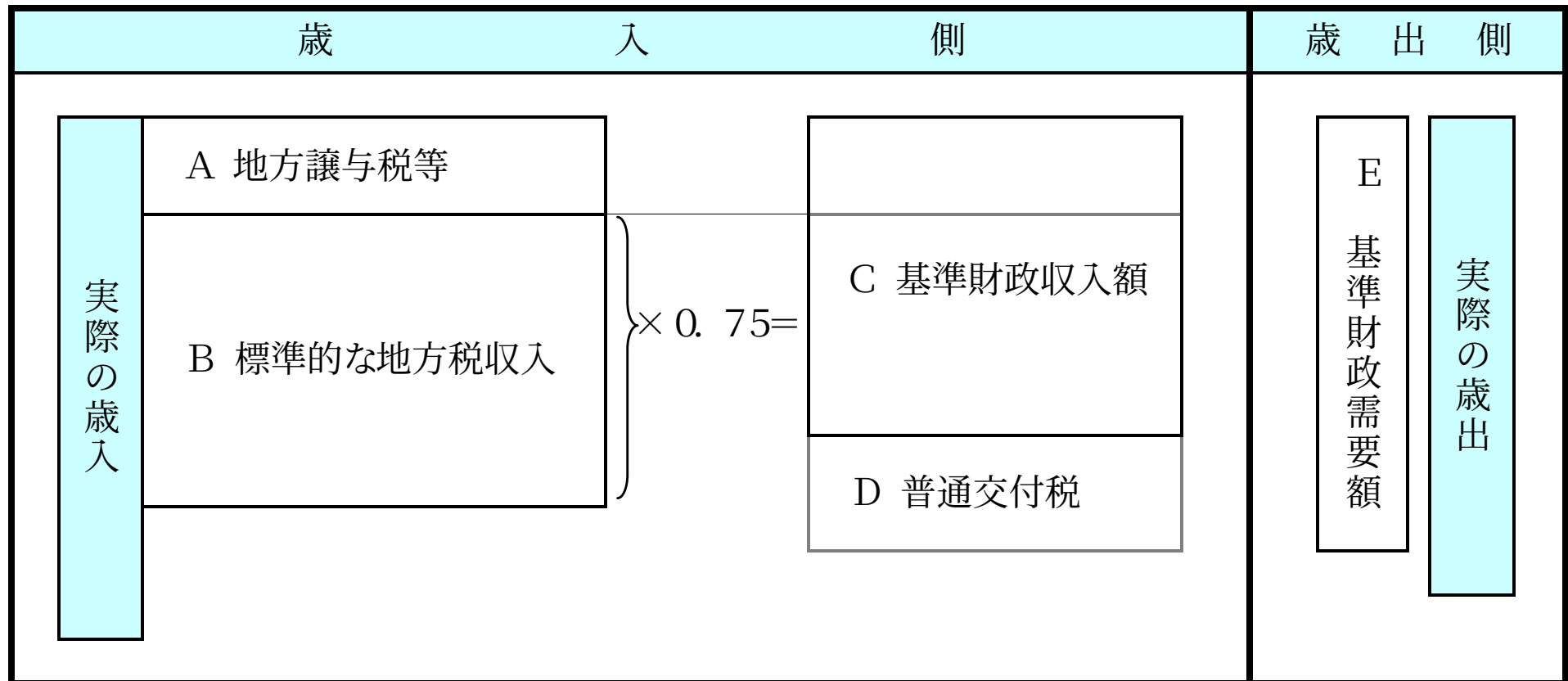
図ア

国における地方交付税等の仕組み



図イ

市町村における地方交付税等の仕組み



$A + B = \textcircled{5}$ 標準税収入額

$A + B + D = \textcircled{6}$ 標準財政規模

$C \div E = \textcircled{7}$ 財政力指数

図ウ

公債費比率・起債制限比率の考え方

A 地方債の元利償還金	B 元利償還金に充てられた特定財源	D 標準財政規模
	E'	
	C'	
		E 事業費補正により地方債の元利償還金に対して基準財政需要額に参入された額
		C 災害復旧等のため発行された地方債の元利償還金に対して基準財政需要額に参入された額

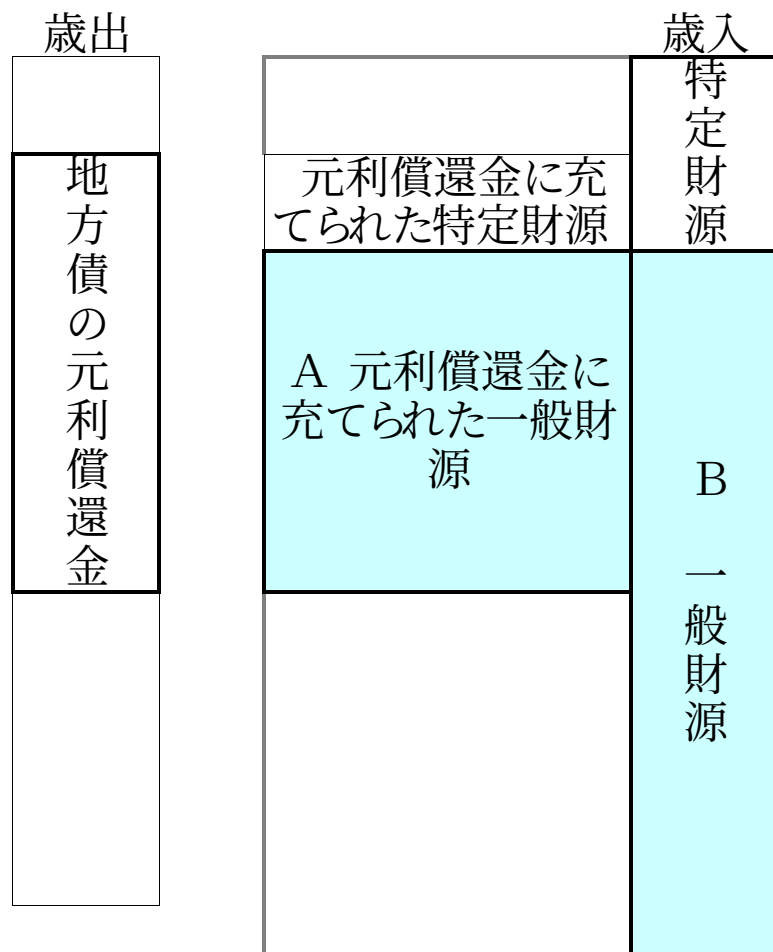
$$\frac{A - (B + C')}{D - C} = \text{公債費比率}$$

$$\frac{A - (B + C' + E')}{D - (C + E)} = \text{起債制限比率}$$

※ 「起債制限比率」が20%以上になると、一定の地方債発行が制限され、30%以上になると、更に厳しい制限がされる。

図エ

公債費負担比率の考え方

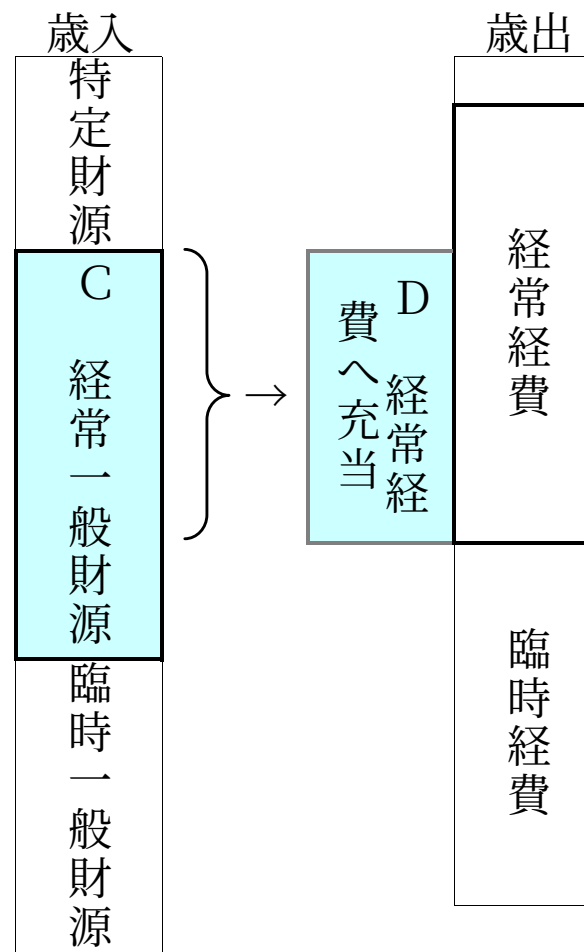


$A \div B = \text{公債費負担比率}$

※ 公債費充当一般財源を一般財源総額で除した率

図オ

経常収支比率の考え方



$D \div C = \text{経常収支比率}$

※ 経常経費充当一般財源の額を経常一般財源収入額で除したもの

合併協議会視察受入実績（予定）状況

平成13年11月1日現在

1. 実績（平成13年8月1日～平成13年10月31日）

月 日	視 察 団 体 名	視察研修者数
8月16日	海津郡サンリバー広域連合	4名
9月 4日	本巣町・糸貫町・真正町・根尾村役場	6名
9月12日	山梨県豊富村議会	15名
	飛騨地域振興局益田事務所	4名
10月 4日	徳島県中央地域行政総合会議	20名
10月10日	岡山県矢掛町議会	23名
10月23日	山梨県境川村議会	16名
10月24日	長崎県川棚町議会	22名
10月25日	群馬県鬼石町議会	18名
10月30日	長野県佐久町役場	15名

2. 予定（平成13年11月1日～）

月 日	視 察 団 体 名	視察研修予定者数
11月 2日	三重県伊勢志摩地区広域市町村圏協議会	16名
11月 6日	静岡県伊豆長岡町議会	20名
11月 7日	長野県佐久広域連合議員	34名
11月12日	石川県羽咋郡市広域圏事務組合	32名
11月13日	石川県市町村職員、市町村議員等	40名
11月15日	福島県双葉地方広域市町村圏組合	9名
11月27日	徳島県海南町議会	16名
12月10日	山梨県南部町議会	17名